

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/7/22 号 (No. 586)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「CNIPA、専利開放許諾制度の全面実施推進に向けた通知を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、7月3日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「専利開放許諾制度実施の全面的推進に関する通知」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA、専利開放許諾制度の全面実施推進に向けた通知を公表
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240716.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

【ジェトロ広州事務所からのお知らせ】

☆シリーズ「中国現地法人による技術経営実践講座」第1回『『自主開発』による中国現地法人の競争力強化』開催のご案内

このようなお考えをお持ちの日系企業の経営者様におすすめです。

- ・日系顧客依存から脱却し、地場系顧客を開拓していきたい
- ・中国現地法人主導で東南アジア市場も開拓していきたい
- ・自主開発力や提案力を身に着け競争力を高めたい
- ・技術管理体制に不安を感じている

※オフライン会場では知財・技術経営分野の専門家を招いての無料相談会も併催しますので奮ってご参加ください。

○主催：ジェトロ広州事務所

○開催日：2024年8月1日（木）

○言語：日本語

○形式：

◆セミナー 14:30～16:00（中国時間） ハイブリッド（オフライン会場＋オンライン）

セミナー講師：嘉権専利代理事務所 知的財産権プロジェクトマネージャー 李 艶玲様
会場：广州天河体育中心美居酒店 3F 会議室（広州市天河区天河北路 365 号）

◆無料個別相談 16:00～16:30（中国時間）（オフライン会場のみ実施、事前申込制、先着順）

相談対応者：嘉権専利代理事務所所属の専門家

会場：セミナーと同会場（広州市天河区天河北路 365 号）

○参加費：無料

○定員：オフライン会場 30 名、オンライン参加 100 名（個別無料相談は申込先着順）

○参加申込リンク：

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcg/20240712001>

○申込締切：2024 年 7 月 25 日(木)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「専利紛争行政裁決と調停弁法」を作成 意見募集中(国家知識産権網 2024 年 7 月 18 日)
2. 山西省 10 部門がデータ知的財産権登録管理弁法を共同発布(国家知識産権網 2024 年 7 月 16 日)

○ 中央政府の動き

1. 申長雨国家知識産権局長とカンピーノス EPO 長官が会談(国家知識産権網 2024 年 7 月 17 日)
2. 中国国家知識産権局とドイツ特許商標庁がジュネーブで長官会合(国家知識産権網 2024 年 7 月 17 日)
3. 国家知識産権局、特許オープン・ライセンス制度の全面的推進を通達(中国政府網 2024 年 7 月 15 日)
4. 国家知識産権局申長雨局長と WIPO タン事務局長が会談(国家知識産権網 2024 年 7 月 14 日)
5. BRICS 拡大後初の知的財産権機関非公式長官会合、ジュネーブで開催(国家知識産権網 2024 年 7 月 11 日)
6. 国家知識産権局と欧州連合知的財産庁が長官会合を実施 新年度活動計画に調印(国家知識産権網 2024 年 7 月 11 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 常州市で「イノベーションエコプラットフォーム」が完成 合成生物産業を支援(江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 7 月 16 日)

【華南地域】

2. 国内初の科学研究機関向け営業秘密管理基準が深セン市で制定・施行(国家市場監管総局公式サイト 2024 年 7 月 16 日)
3. 広東省、専利の活用拡大へ向け特別行動計画を発表 技術契約成約額 600 億元目指す(中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 15 日)
4. 前海・深セン-香港知的財産権協力推進グループが設立、地域間の連携強化へ(広東省人民政府公式サイト 2024 年 7 月 12 日)

【その他地域】

5. 四川省で知財担保融資資産処理プラットフォームが稼働開始(中国政府網 2024 年 7 月 14 日)

○ 司法関連の動き

1. 著作権侵害で重罰：浙江省東陽市の裁判所が被告 3 名に懲役刑と高額賠償を命じる(中国法院網 2024 年 7 月 13 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 上海警察、偽シャネル・エルメス製造グループを摘発、30 名逮捕(中国長安網 2024 年 7 月 16 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. セレスグループ、ファーウェイから EV ブランド「問界」の商標と意匠を 25 億元で買収(中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 18 日)
2. 「WIPO グローバル・アワード 2024」が発表＝中国企業が連続 3 年で受賞(国家知識産権網 2024 年 7 月 16 日)
3. 前海企業の有効専利保有件数が年間 44.2%増＝深セン-香港協力が奏功(中国保護知識産権網 2024 年 7 月 15 日)
4. 中国の食洗機市場におけるトップ 10 ブランドの専利分析報告が発表(工業情報化部電子知的財産権センターWechat 公式アカウント 2024 年 7 月 12 日)

○ 統計関連

1. 中国の 5G 標準必須特許宣言件数が世界全体の 42%に(中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 16 日)

○ その他知財関連

1. 国家レベルの草産業知的財産権ビッグデータプラットフォームが稼働開始(中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 13 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「専利紛争行政裁決と調停弁法」を作成 意見募集中★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、同局が作成した「専利紛争行政裁決と調停弁法」の意見募集稿と起草説明を公表し、一般向け意見募集を始めた。

意見募集の締切日は9月2日。以下の方法で具体的な改善意見を提出することができる。

▽電子メール zhifa@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083319

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局知識産権保護司執法指導処 〒100088（封筒の左下に「専利糾紛行政裁決和調解弁法」と明記）

（出典：国家知識産権網 2024年7月18日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/18/art_78_193813.html

★★★2. 山西省10部門がデータ知的財産権登録管理弁法を共同発布★★★

山西省の市場監督管理局（省知識産権局）をはじめとする10部門は「データ知的財産権登録管理弁法（試行）」を共同で作成し、発布した。データ知的財産権の登録活動の規範化と強化により、データ処理者の合法的権益を守り、データ要素の開放、流動、開発、利用を促進することが趣旨とされている。

国からデータ知的財産権の試行地域に指定されている山西省は、データ知的財産権の登録管理体制の確立、整備に取り組んでいる。この「管理弁法」では、登録対象となるデータ知的財産権について、合法性、一定のルールに基づいた処理、実用価値、及び知的成果物であることなどの要件を明確にしている。登録主体はデータ処理者であり、自然人、法人、非法人組織を含む。

データ要素の合理的な流動を促進するために、「管理弁法」は、部門間における登録情報の共有や登録証書の活用、金融機関による関連商品の開発への奨励などを求めている。

（出典：国家知識産権網 2024年7月16日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/16/art_55_193768.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 申長雨国家知識産権局長とカンピーノスEPO長官が会談★★★

7月9日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と欧州特許庁（EPO）のアントニオ・カンピーノス長官がスイス・ジュネーブで会談を行った。両長官は、それぞれの機関の最新動向、双方間の活動計画の進捗状況、五庁協力、人工知能を用いた特許審査など、多岐にわたるテーマについて意見交換を深めた。

申局長は、約40年にわたるCNIPAとEPO間の実務的な協力によって獲得した顕著な成果を評価し、この協力が中国と欧州の多くのユーザーに利益をもたらし、双方のイノベーションと社会経済の

発展を支えていると述べた。

カンピーノス長官は、人工知能を活用した特許審査業務の品質と効率の向上をはじめ、中国の知的財産権分野で上げた進展を称賛した。また、来年に迎える両庁の協力関係確立 40 周年を機に、さらなる協力の深化と、互恵に基づくウィンウィンの関係を促進する意向を表明した。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 17 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/17/art_53_193780.html

★★★2. 中国国家知識産権局とドイツ特許商標庁がジュネーブで長官会合★★★

7 月 10 日午後、スイス・ジュネーブで開催されている世界知的所有権機関（WIPO）の第 65 回加盟国総会の期間中、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長とドイツ特許商標庁（DPMA）のエヴァ・シェヴィオール長官がバイ会談を行った。

申局長は、中国の知的財産権制度の整備、審査業務の強化、及び情報化の推進における最新の進捗を説明し、国内外の利用者に向けたサービスの質の向上について述べた。一方、シェヴィオール長官は、ドイツにおける特許や商標出願の最新動向と、今後の見通し、さらには欧州単一特許制度の現状と利用状況について詳細を共有した。

両長官は、これまでの協力成果を評価し、知的財産のグローバルな管理と保護において互いの経験を活かすことの重要性を確認した。また、法律や政策の調整、審査官の交流プログラム、人工知能技術の活用など、具体的な実務協力の分野で今後も協力を深めていくことで合意した。(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 17 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/17/art_53_193795.html

★★★3. 国家知識産権局、特許オープン・ライセンス制度の全面的推進を通達★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、特許オープン・ライセンス制度の効率的運用を促進し、特許実用化のモデルとルートを拡大するため、「特許オープン・ライセンス制度実施の全面的な推進に関する通知」を通達した。

特許オープン・ライセンスは、特許権者が、特許の通常実施権のオファーを公開することにより、特許を広く活用できるようにする制度である。これは、中国の「専利法」第 4 回改正によって導入されたものである。

この「通知」では、特許オープンライセンスの基本概念がさらに明確化された。通知によれば、特許権者はオープン・ライセンスを提供する特許について、ライセンス料とその支払い方法を示し、自発的に専利局にオープン・ライセンス声明を提出する。専利局は、申請された開放ライセンスを公告し、広く社会に周知させる。この制度により、いかなる団体または個人が特許権者に書面で通知し、設定された料金を支払うことで実施許諾を獲得できる。また、全てのライセンシーは公平に扱われる。

通知はさらに、特許権者がオープンライセンス声明を規範的に提出し、ライセンス料を合理的に見積もるよう指導し、情報の開放・共有を強化し、供給と需要のマッチングを促進するなど、多方面から特許オープンライセンス制度の効率的運用を促進するよう求めている。

(出典：中国政府網 2024 年 7 月 15 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202407/content_6962992.htm

★★★4. 国家知識産権局申長雨局長と WIPO タン事務局長が会談★★★

7 月 10 日午前、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長がスイス・ジュネーブで会談を行い、第 3 回「一帯一路」ハイレベルフォーラムと意匠法条約（DLT）の外交会議、及び双方協力などのテーマについて意見交換を行った。

申局長は、知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する国際協定の締結を祝い、今後も引き続き WIPO 枠組み下の知財関連国際ルールの策定に建設的な役割を果たしたいと表明した。さらに、11 月に予定されている意匠法条約（DLT）の外交会議が成功し、協力関係がさらに深まり、具体的な成果をもたらすことを期待していると語った。

タン事務局長は、中国の PCT（特許協力条約）加盟 30 周年を記念するイベントが今年開催されることを挙げ、中国における PCT 制度の急速な普及と成果を高く評価した。また、開発の促進や WIPO のグローバル知的財産サービスシステムの整備に向けて、中国との協力をさらに強化する意向を示した。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 14 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/14/art_53_193739.html

★★★5. BRICS 拡大後初の知的財産権機関非公式長官会合、ジュネーブで開催★★★

7 月 10 日、BRICS 拡大後初となる知的財産権機関の非公式長官会合がスイス・ジュネーブで開催された。この会合には、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が出席し、発言を行った。

申局長は、BRICS 国の拡大が、知的財産権協力に新たな活力を注ぎ込んだとの認識を示し、今後も各国との対話と協力を強化し、特許や商標などの分野でより実質的な成果を目指すことを強調した。また、グローバルな知的財産エコシステムにおいて、「BRICS の力」を更に発揮していきたいとの意向を示した。

会合では、世界知的所有権機関（WIPO）枠組み下での主要な課題や、今後予定されている第 16 回 BRICS 諸国知的財産権長官会合の準備についても議論が行われた。参加者はこれらの点において共通の認識を形成し、今後の協力の方向性を確認した。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/11/art_53_193714.html

★★★6. 国家知識産権局と欧州連合知的財産庁が長官会合を実施 新年度活動計画に調印★★★

7 月 9 日午後、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と欧州連合知的財産庁（EUIPO）のジョアン・ネグラン長官は、スイス・ジュネーブで開催された長官会合にて、中国と EU の知的財産権に関する最新の動向および両者の協力事業について意見を交換した。また、2024～2025 年度の活動計画に関する文書に署名を行い、協力関係のさらなる強化と拡大を図ることに合意した。

申局長は、中国と EU が重要な戦略的協力パートナーであることを強調し、CNIPA と EUIPO が商標や意匠の五庁協力枠組みにおいて、協力関係が着実に深まっていると述べ、今後も協力分野の拡大と内容の最適化を推進することへの期待を表明した。

ネグラン長官は、中国が知的財産権分野で示している実績と、双方によるこれまでの協力成果を高く評価し、両庁の戦略的な関係をさらに深化させる意向を示した。

新たに署名された活動計画には、法律・政策、情報技術、審査業務、研修訓練、保護・サービスといった分野における実務的な協力事業が盛り込まれており、両庁間の具体的な行動計画が明確化されている。(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 11 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/11/art_53_193713.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 常州市で「イノベーションエコプラットフォーム」が完成 合成生物産業を支援★★★

江蘇省常州市において、地元の合成生物産業の発展促進を目的とした「合成生物イノベーション・プラットフォーム」が正式に完成し、無料で地元企業に開放された。このプラットフォームは、同市の「専利導航」（中国版 IP ランドスケープ）プロジェクトの成果の一つとして、企業に向けて、技術検索や特許ポートフォリオなど、「ワンストップ型」の支援サービスを提供するものである。

今年、常州市市場监督管理局（知識産権局）は合成生物産業に焦点を当て、「専利導航」プロジェクトを推進している。この取り組みにより、全国で初めて個別化したサービスを提供するイノベーションプラットフォームが形成された。

プラットフォームには、特許検索、診断分析、技術情報、特許データベース、産業チェーンエコシステムなどの機能モジュールが含まれている。これにより、企業は産業チェーン全体の「専利導航」分析レポートやデータグラフ、詳細な特許情報、研究成果などをいつでも参照することが可能になる。

このプラットフォームは、将来的に地元の合成生物学関連企業 365 社に順次普及される予定であり、データの更新サービスを継続的に提供し、企業の長期利用を支援することが計画されている。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 7 月 16 日)

https://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2024/7/16/art_75940_11297925.html

【華南地域】

★★★2. 国内初の科学研究機関向け営業秘密管理基準が深セン市で制定・施行★★★

深セン市市場监督管理局は、国内初となる科学研究機関の営業秘密を保護するための地方基準「科学研究機関営業秘密保護管理規範」を正式に発表し、7 月 1 日から施行された。

この「規範」は、管理体制、運営メカニズム、科学技術成果とその実用化などの視点から、営業秘密の管理、制度、広報と訓練、緊急対応と権利保護に関する規定を設けている。さらに、科学研究機関が国際的な専門家を招聘したり、協力プロジェクトを展開するなどの国際交流の中で、営業秘密が漏洩することを防ぐための具体的な要求も定められている。

「規範」は、科学研究機関における営業秘密管理のための実用的でターゲットを絞った標準を提供し、国内の科学研究機関での営業秘密保護管理体制の構築における空白を埋めるものである。これにより、科学研究機関が合法的かつ規範的な営業秘密管理制度を築くよう促進することが期待されている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2024 年 7 月 16 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2024/art_33c1df4f87924a4aac8f0a1c99595300.html

★★★3. 広東省、専利の活用拡大へ向け特別行動計画を発表 技術契約成約額 600 億元目指す★★★

広東省は最近、専利（特許、実用新案、意匠）の転化運用を促進するための特別行動の実施方案を公表した。この方案を通じて、専利転化運用の主要な障壁を解消し、技術要素の流通ルートをさらに拡大して円滑化すること、そしてイノベーションの活力を引き出し、高水準の科学技術の自立自強を実現することが目的である。

実施方案によると、大学や研究機関における専利の転化率を大幅に向上させることが求められている。具体的には、2025 年末までに専利に関わる技術契約の成約額が 600 億元に達することを目標としている。また、専利製品を登録する企業数を 3000 社以上に増やし、登録認定された専利集約型製品の生産高を 1000 億元以上に引き上げること、専利許諾及び譲渡登録件数の年平均増加率を 10% 以上にすることも目指している。

この計画は、広東省の技術革新と産業発展をさらに促進するための重要なステップであり、地域経済の発展に寄与することが期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 7 月 15 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140310

★★★4. 前海・深セン・香港知的財産権協力推進グループが設立、地域間の連携強化へ★★★

7 月 9 日、深センと香港の知的財産権分野での協力を推進するために、「前海・深セン・香港知的財産権協力推進グループ」が正式に設立され、初の会議が開催された。これは、深センと香港が共同で打ち出した「前海・深セン・香港知的財産・イノベーションハブの構築に関する 16 条の協力措置」（以下、「16 条措置」）に基づく動きであり、二地域間の知的財産権ルールの連携や交流協力を深化させるための新たなステップである。

「16 条措置」は 2023 年 2 月に深センと香港が発表した政策で、現在 12 条の措置が実施されており、残りの 4 条は順調に推進されており、重要な段階的成果を達成している。

推進グループは、深センと香港の知的財産権制度やメカニズムの整合性を高めることを目指し、全ライフサイクルのサービスチェーン構築、新興分野や特定分野の知的財産権ルールの確立、人工知能の成果物やデータアルゴリズムなどの保護ルールの構築などに努める。この取り組みは、両地域のイノベーションと知的財産保護の強化に寄与し、広範な産業にわたる技術発展を促進することが期待されている。

(出典：広東省人民政府公式サイト 2024 年 7 月 12 日)

http://www.gd.gov.cn/gdywdt/dsdt/content/post_4454353.html

【その他地域】

★★★5. 四川省で知財担保融資資産処理プラットフォームが稼働開始★★★

7 月 12 日、四川省で知的財産権を担保とする融資の資産処理プラットフォームが正式に公開された。このプラットフォームは、四川省の知的財産金融業務における革新的な試みの一環であり、金融機関の担保融資におけるリスクの損失を軽減し、知財担保融資業務の拡大を促進することが期待されている。

知財担保融資における質物処置の困難は、この種の融資の増加を制約する主要な課題である。この問題に対処するため、全国各地で知財担保融資の資産処理メカニズムの積極的な探求が行われている中、四川省のプラットフォームは成都知的財産取引センターによって構築された。このプラットフォームは、「知的財産権担保融資サービスプラットフォーム」として知られる「知財通」を基盤として、既存の知的財産取引システムと連携し、知的財産権担保融資資産の市場への登録、ビッグデータによる監視、評価、供給と需要のマッチングなど、ワンストップの処理サービスを提供する。

さらに、成都知的財産取引センターは業務プロセスの標準化を狙い、「知的財産権担保融資資産処理規則（試行）」を制定した。これにより、知財担保融資サービスの完全なサイクルを形成しており、リバースライセンス、オークションによる取引、担保権を株式に変換するなど、多様な手段を活用して資産の現金化を促進し、金融機関のデフォルトリスクの減少を図っている。

(出典：中国政府網 2024 年 7 月 14 日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202407/content_6962898.htm

○ 司法関連の動き

★★★1. 著作権侵害で重罰：浙江省東陽市の裁判所が被告 3 名に懲役刑と高額賠償を命じる★★★

最近、浙江省東陽市人民法院（裁判所）は、著作権侵害の事件を審理し、3 名の被告人に対して刑罰を科す判決を下した。同時に、付帯民事訴訟では合計 88 万元の賠償金を原告に支払うよう命じた。

この事件の発端は、2020 年 5 月にさかのぼる。被告人の陸は、著作権者の許可を得ずに、自ら設立した動画配信サイトに 12 万部の映画やドラマをアップロードした。サイト訪問者に対しては随時オンラインでの視聴を提供し、これにより 148 万元以上の利益を上げていた。他の 2 名の被告は、複数の動画配信サイトテンプレートと技術メンテナンスを提供し、その報酬として 6990 元を受け取っていた。

法廷は、陸が利益目的で著作権者の許可なく作品をインターネット上で公開したこと、また他の 2 名の被告が侵害行為を知りつつも支援を提供したことから、3 人の行為が著作権侵害罪に該当すると判断し、それぞれに 4 年から 10 ヶ月の懲役と罰金を科した。さらに、付帯民事訴訟においても、陸に対しては 88 万元の損害賠償が命じられた。この判決はすでに効力を発している。

(出典：中国法院網 2024 年 7 月 13 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/07/id/8024934.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 上海警察、偽シャネル・エルメス製造グループを摘発、30名逮捕★★★

上海市警察は最近、偽のシャネルやエルメスなどの高級ブランドバッグを製造・販売していた犯罪グループを一斉摘発し、その生産から運送、保管、卸売、市場販売に至るまでの全チェーンを壊滅させた。30名の犯罪に関与した容疑者が逮捕され、市場価値が1000万元以上にのぼる偽ブランドバッグが押収された。

この犯罪グループは2021年1月から活動を開始し、商標権者の許可なくブランドバッグの偽造と販売を行い、不正な利益を追求していた。多くの消費者が欺かれる事態となり、警察はこの問題に対処するため、今年5月8日から15日にかけて複数地域で集中的な摘発活動を展開した。その結果、複数の容疑者は一斉に拘束された。

現在、逮捕された30名の容疑者は登録商標偽造の疑いで、上海崇明区の警察により拘留されており、事件は引き続き審理中である。この摘発は、知的財産権の保護と消費者の信頼を守るための重要な一歩とされている。

(出典：中国長安網 2024年7月16日)

http://www.chinapeace.gov.cn/chinapeace/c100007/2024-07/17/content_12736992.shtml

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. セレスグループ、ファーウェイからEVブランド「問界」の商標と意匠を25億円で買収★★★

重慶市を拠点とする自動車メーカー、賽力斯集団（セレス・グループ）は、電気自動車（EV）ブランド「問界（AITO）」に関連する商標と44件の意匠を、共同運営パートナーである通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）から25億円で買収することを発表した。このブランドは、両社が2021年に共同開発した新興EVブランドであり、「M5」「M7」「M9」などの車種が市場に打ち出されている。

セレスグループは、元々重慶小康工業集団として知られ、2019年にファーウェイとの協力関係を開始した。2021年には共同で「問界AITO」というEVブランドを立ち上げ、複数の車種を市場に投入している市場に導入している。

セレスの担当者によると、今回買収した44件の意匠には、「AUTOMOBILE/自動車」と記載された意匠／意匠出願が41件、その他の名称の専利／専利出願が3件含まれている。注目すべきは、一部の意匠は海外で出願されており、セレスの国際的な事業展開への意欲がうかがえる。

ファーウェイは、「問界AITO」の関連意匠をセレスに譲渡したものの、引き続き「問界AITO」の製造・販売を支援するとしている。また、ファーウェイは自動車の自社製造には進出せず、独自に開発したコネクテッド技術を活かして、自動車メーカーと連携し、スマートな自動車製品と外出体験の提供に注力する方針であるとしている。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 18 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140325

★★★2. 「WIPO グローバル・アワード 2024」が発表＝中国企業が連続 3 年で受賞★★★

7 月 12 日、スイス・ジュネーブにおいて、世界知的所有権機関（WIPO）の第 65 回加盟国総会の期間中、「WIPO グローバル・アワード 2024」の授賞式が行われた。この式典では、ダレン・タン事務局長は、技術革新と知的財産権の運用を通じて成長し、世界の技術進歩に貢献した 9 社の企業代表に対して表彰を行った。

今年の WIPO グローバル・アワードには、107 カ国から 660 以上の中小企業と新興企業が参加し、その中から 25 社がファイナリストとして選出された。25 社のうち、中国企業が 4 社あった。ファイナリストから最終的に 9 社が受賞し、その中には、中国の北京智愈医療科技有限公司も含まれている。他の受賞企業はアルゼンチン、ケニア、韓国、クウェート、シンガポール、スイス、タイ、トルコから選出されている。

WIPO グローバル・アワードは 2022 年に設立され、中小企業やスタートアップ企業に特化した賞として位置づけられている。中国企業は 3 年連続でこの賞を受賞しており、その革新力が国際的に認められている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 16 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/16/art_55_193765.html

★★★3. 前海企業の有効專利保有件数が年間 44.2%増＝深セン－香港協力が奏功★★★

「前海・深セン－香港知的財産・イノベーションハブの構築に関する 16 条の協力措置」（以下、「16 条措置」と称する）の発表以来、深セン市前海地区の企業が保有する有効專利（特許、実用新案、意匠）の総数は、発表時の 1 万 2300 件から 1 年後には 1 万 7735 件に増加し、44.2%の成長を遂げた。この結果は、深センと香港の継続的な協力により、前海が知的財産権のイノベーションハブとして迅速に成長していることを示している。

現在、前海地域には中集集団、万魔声学、中集天達など 3 つの知的財産国家モデル企業及び 28 の国家優位企業が集結しており、さらに華進知的財産、紫藤知的財産、華潤知的財産といった知的財産分野のリーダー企業も進出している。これにより、前海地域は技術革新の集積地としての地位を固めつつある。

今年 6 月時点で、前海地域には科学技術型企業が 5 万 5000 社存在し、その中には国家ハイテク企業 2039 社、イノベーション型中小企業 1338 社が含まれている。また、100 件以上の有効な專利を持つ企業は 25 社に達し、国家レベルの「専精特新」小巨人企業 83 社を育成し、ユニコーン企業 14 社を集積しており、これは粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）の六分の一に相当する。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 7 月 15 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202407/1986767.html>

★★★4. 中国の食洗機市場におけるトップ 10 ブランドの専利分析報告が発表★★★

国家工業情報安全発展研究センターは最近、「中国食洗機トップ 10 ブランドの専利分析報告（2024 年）」を発表した。この報告書では、2023 年の中国食洗機市場の販売台数トップ 10 のブランドに関する専利（特許、実用新案、意匠）データを多角的に分析し、技術革新の現状と発展の方向性を明らかにしている。

報告書によれば、国内ブランドの食洗機は、特許登録件数や特許が占める割合などの指標において、国外ブランドとの差がまだ見られることから、技術革新のさらなる進展が期待されている。具体的には、美的（Midea）が最も多くの特許を出願しており、ハイアール（Haier）や方太（Fotile）と共に、特許出願において先頭グループを形成している。特許は主に食洗機のスプレー装置、皿かごの装載システム、乾燥システム、水流システムといった技術分野に集中しており、これらは食洗機の基本機能「洗浄、乾燥、収納」に直接関連している。

また、美的をはじめとする国内ブランドは、食洗機のスマート端末とインターネット技術を組み合わせた革新的な取り組みを積極的に進めており、スマート制御や洗浄プロセスの技術領域で迅速な発展を遂げている。この報告書は、中国食洗機市場における技術革新の進展と将来の展望を示しており、関連企業や研究機関にとって重要な参考資料となっている。

(出典：工業情報化部電子知的財産権センターWechat 公式アカウント 2024 年 7 月 12 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/zxVdzPTwimQ5Q1llQJD9Kg>

○ 統計関連

★★★1. 中国の 5G 標準必須特許宣言件数が世界全体の 42%に★★★

中国工業情報化部が公表したデータによると、中国の特許保有者から 5G 標準必須特許（SEP）であると宣言された件数は世界全体の 42%を占め、5G 基地局と携帯電話の市場シェアはいずれも 50%を超えている。

中国は近年、移動通信分野のイノベーションを確実に推進し、情報通信産業の高品質発展で際立った成果を上げている。現在、中国の 5G 基地局は 383.7 万に達し、5G ユーザー普及率は 60%を超え、計算力は世界上位にランクインしている。また、3 万の 5G 業界仮想専用ネットワークと 300 の「5G 工場」が整備され、「5G+工業インターネット」プロジェクトの数は 1.3 万件を超えている。

中国は今後、建設、使用、研究を統括して推進し、情報通信産業の高品質な発展を加速させる方針であり、5G やギガビットネットワークの整備、5G 軽量化、5G-A への進化を秩序立てて確実に推進することとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 7 月 16 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140312

○ その他知財関連

★★★1. 国家レベルの草産業知的財産権ビッグデータプラットフォームが稼働開始★★★

7 月 13 日、内モンゴル自治区フフホト市で開催された国際草産業大会において、国家草産業知的

財産権運営ビッグデータ・プラットフォームの正式な運用開始が発表された。このプラットフォームは、草産業の知的財産権に特化した中国初のデータベースとして位置づけられており、知的財産権の運営と保護に関する優れたリソースを集結させることが目指されている。

この新しいビッグデータプラットフォームには、1億8400万件の特許データと2300件の文献情報が収録されており、これらのデータはイノベーターや研究者にとって貴重な情報源となる。ユーザーはこれらのデータを無料で閲覧し、ダウンロードすることが可能である。

プラットフォームの運用では、「創造、運用、保護、管理、サービス」を一貫して取り組む知財産権チェーンを構築し、「情報＋専門＋運営」を一体化させたサービスルートの提供を目指している。さらに、高価値特許の育成計画を実施し、知的財産権の運用を支援することで、草産業の高品質な発展を後押しする方針である。

この取り組みにより、草産業の研究成果の移転転化の新モデルが模索され、産業全体の革新的な発展が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年7月13日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140307

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved